

品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付要綱

制定 令和7年6月2日 教育長決定 要綱第13号
改正 令和7年11月21日 教育長決定 要綱第18号
改正 令和8年3月30日 教育長決定 要綱第11号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立学校に入学し、または在籍する児童および生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、標準服の購入にかかる費用を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって、児童生徒の円滑な学校生活を実現することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、品川区内に住所を有し、かつ品川区立中学校および義務教育学校（以下「区立学校」という。）に入学または在籍する児童生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に規定されている学校として認められていない外国人学校（インターナショナルスクール等）に通学し、区立学校への定期的な通学が見込めない児童生徒の保護者については、本事業の対象者としなない。

(対象となる標準服)

第3条 補助の対象となる標準服は、次の各号のいずれかに該当する標準服とする。

(1) 品川区立義務教育学校であって標準服が前期課程の途中の学年で切り替わる学校においては、標準服が切り替わる学年に進級した際に着用する冬服上衣、冬服下衣および夏服下衣

(2) その他の区立学校においては、7年生として入学し、または進級した際に着用する冬服上衣、冬服下衣および夏服下衣

2 前項の規定にかかわらず、購入する標準服を着用する児童生徒に関し、既にこの要綱に基づく補助を受けている場合は、当該購入する標準服は補助の対象としなない。ただし、区内学校への転校等により、新たに必要となる標準服の購入のために必要な費用および教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金)

第4条 教育長は、児童生徒の保護者に対し、前条の標準服の購入のために必要な費用を補助金として交付する。

2 補助金の額は、前条に規定する標準服を購入するために保護者が負担する

額とする。

(電子クーポンの発行)

第5条 教育長は、補助金の支給における保護者負担の軽減および事務の効率化を図るため、標準服の購入のための電子クーポンを発行するものとする。

(電子クーポンの使用)

第6条 第2条の対象者が前条の電子クーポンを受領したときは、補助金の交付について、対象者からの申請があったものとみなす。ただし、当該対象者が受領した電子クーポンを使用しない意思表示をした場合は、この限りでない。

2 電子クーポンを受領した対象者が標準服の販売店において電子クーポンを使用する意思表示をしたときは、教育長はこれを承認し、補助金の交付決定をしたものとみなす。

3 この要綱に定めるもののほか、電子クーポンを使用する場合における受領報告、補助金の請求その他必要な事項は、教育長が別に定める。

(交付申請等)

第7条 前条の規定にかかわらず、電子クーポンを使用せず補助金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付申請書(第1号様式)に教育長が必要と認める書類を添付し、申請しなければならない。

(審査)

第8条 教育長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、申請者に対する補助金の支給の可否を決定しなければならない。

(交付決定)

第9条 教育長は、前条の規定により補助金を交付することを決定したときは、標準服保護者負担軽減事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により支給決定内容を申請者に通知する。

2 教育長は、前条の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、標準服保護者負担軽減事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、その理由を付して申請者に通知する。

(受領報告)

第10条 前条第1項の交付決定を受けた申請者(以下「支給決定者」という。)は、補助の対象となる標準服を受領したときは、標準服保護者負担軽減事業補助金標準服受領報告書(第4号様式)に教育長が必要と認める書類(以下「添付書類」という。)を添付し、教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 教育長は、前条の受領報告書および添付書類の提出を受けたときはこれを審査し、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合する

と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、標準服保護者負担軽減事業補助金交付額確定通知書（第5号様式）により支給決定者に通知する。

（請求）

第12条 支給決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに標準服保護者負担軽減事業補助金請求書（第6号様式）により教育長に補助金の請求をしなければならない。

（交付）

第13条 教育長は、前条による請求が適当と認めるときは、支給決定者に対し、補助金を交付する。

（変更等申請）

第14条 第6条第2項の規定により電子クーポンを使用する意思表示をした者および支給決定者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に掲げる変更内容を変更届（第7号様式）により、遅滞なく教育長に届け出なければならない。

- (1) 保護者および児童生徒が品川区から転出したとき 転出日および転出先の住所
- (2) 児童生徒が品川区内で転校したとき 転校日および転校先学校名
- (3) 振込口座に変更があったとき 変更後の預金口座に係る情報
- (4) 標準服の購入にあたり他施策により扶助等を受けたとき 当該扶助等の内容、金額等

（交付決定の取消し）

第15条 教育長は、第6条第2項の規定により電子クーポンを使用する意思表示をした者（以下「クーポン使用者」という。）および支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付対象となった標準服の着用に係る区立学校に入学、または進級しなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたとき。

2 教育長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、標準服保護者負担軽減事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、理由を付して、当該取消しの対象となったクーポン使用者または支給決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けたクーポン使用者および支給決定者は、教育長の指定した期限までに遅滞なくこれを返還しなければならない。

(電子クーポンの取扱い)

第17条 この要綱に定めるもののほか、電子クーポンの取扱いについて必要な事項は、教育長が別に定める。

(委任)

第18条 第4条第2項、第6条第3項および前条に定めるものを除き、この要綱に定めるもののほかこの事業の実施に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区教育長 あて

住 所
氏 名

品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付申請書

品川区標準服保護者負担軽減事業に係る補助金の交付を受けたいので、品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額

金 円

2. 対象児童生徒名

3. 内訳

購入販売店名：

学 校 名：


物品	金額

※上記表に収まらない場合は、別紙とし、同内容を明記すること。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 

標準服保護者負担軽減事業補助金不交付決定通知書

先に申請のありました先に申請のありました品川区標準服保護者負担軽減事業に係る補助金の交付について、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 不交付理由

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区教育長 あて

住 所
氏 名

標準服保護者負担軽減事業補助金標準服受領報告書

品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、
下記のとおり標準服を受領したことを報告します。

記

1. 金額

金 円（補助金の額）

2. 対象児童生徒名

3. 内訳

購入販売店名：

学 校 名：

物品	金額


※上記表に収まらない場合は、別紙とし、同内容を明記すること。

※その他、受領状況がわかる資料（納品書、受領した標準服の写真等）を添付すること。

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 

標準服保護者負担軽減事業補助金交付額確定通知書

品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、先に提出のありました標準服保護者負担軽減事業補助金標準服受領報告書について審査した結果、下記のとおり額を確定しましたので、通知します。

記

1. 交付確定額

金 円

2. 備考

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

品川区教育長 あて

住 所
氏 名

標準服保護者負担軽減事業補助金請求書

品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、
下記のとおり請求します。

記

1. 請求額

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

2. 振込先口座

口座 振替 依頼書	銀行・信用金庫・信用組合	本店・支店・出張所	種目	口座番号							
	金融機関コード	店舗コード	1 普通								
			2 当座								
	ゆうちょ銀行 (右づめ)										
	フリガナ										
	口座名義人										

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

品川区教育長 あて

住 所
氏 名

標準服保護者負担軽減事業補助金変更届

先に決定を受けた補助金の交付について、変更承認を受けたいので、品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更内容および理由

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 印

標準服保護者負担軽減事業補助金交付決定取消通知書

先に交付決定しました補助金の交付について、下記のとおり取り消すことを決定しましたので、品川区標準服保護者負担軽減事業補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1. 取消しに係る補助金の額

金 円

2. 対象児童生徒名

3. 内訳

学校名：

物品	金額

4. 取消理由